

美濃市 人権の道しるべ

「美濃市人権施策推進指針（第4次）」概要版

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 【理念】

めざす所【目標】

「市民一人ひとりが、人権問題と
関わり、人権問題について考え、
人権に対する意識を高める」

《進捗をはかる指標》

- ①人権問題に関する講座や授業等を受けたことのある市民の割合
- ②人権問題について考える機会が増えた市民の割合
- ③市民一人ひとりの人権意識が高まっていると感じる市民の割合
※現状は裏面参照

行政が進む道【施策】

- ・人権に関する講座や研修会等を開催します
- ・広報みの等により人権に関する情報を提供します
- ・子どもたちがお互いを大切にす教育を実践します
- ・相談窓口を周知するとともに、体制を充実します
- ・暴力や虐待等への支援の体制を充実します

みんなで進む道【協働】

- ・講座や研修会等に主体的に参加しましょう
- ・広報みの等により人権に関する情報を収集し、生かしましょう
- ・地域や職場等においても積極的に講座等を開催しましょう
- ・人権について、いろいろなことを感じ、考え、共有し、自分や周囲の人権意識の高まりを実感しましょう

2022（令和4）年3月

☞ 人権啓発の推進

- ・広報みや「人権みや」(年3回発行)のほか、さまざまなメディアを活用し、すべての市民に届く人権啓発を推進します。
- ・商工会議所等と連携するなどし、市民自らが人権問題を考える機会となる人権問題市民啓発講演会などへの参加を促進します。
- ・企業等が実施する研修等との連携に取り組みます。

☞ 人権教育の推進

- ・子どもたちが主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、一人ひとりを大切にする学校教育を推進します。
- ・地域別人権啓発講演会を継続して開催するなど、多様な学習機会(社会教育)を提供します。
- ・教職員の資質向上と地域における人権教育の指導者の養成に努めます。

各 人 権 分 野

➤ 女性の人権

- ・家庭や職場、地域における性別役割分担意識をなくす啓発活動に取り組みます。
- ・あらゆる意思決定に男女が対等に参画できる社会づくりを推進します。
- ・女性に対するあらゆる暴力の防止に努めます。

※関連計画
「男女共同参画いきいきプラン美濃」

➤ 子どもの人権

- ・地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識を啓発します。
- ・いじめの防止に向け、相談体制の充実と連携体制の強化に努めます。
- ・子どもに対する虐待の防止に努めます。

※関連計画
「美濃市子ども・子育て支援事業計画」

➤ 高齢者の人権

- ・地域におけるネットワークを構築し、各種相談・サービスにつなげます。
- ・権利擁護のため、成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。
- ・高齢者に対する虐待の防止に努めます。

※関連計画
「美濃市高齢者福祉計画」

➤ さまざまな人権問題

- ・アイヌの人々や北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題のほか、今後新たに発生する人権問題にあたり、情報の収集や周知に努めるとともに、正しい理解を広める啓発活動などに取り組みます。

➤ 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権

- ・課題や施策に関する情報の収集や周知に努めます。
- ・偏見や差別をなくすため、関係機関等と連携し、正しい理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、相談・支援体制の整備等に努めます。

➤ インターネットによる人権侵害

- ・情報の発信者としてのモラル等を正しく身につけられるよう、学校教育や社会教育に取り組みます。
- ・人権侵害のおそれのある書き込み等には、関係機関等と連携し、適切に対応します。

施策

☞ 相談・支援体制の充実

- ・相談者が安心して相談できるよう、個人情報の保護を徹底しつつ、柔軟に対応できる体制を整えます。
- ・暴力や虐待などを未然に防ぐよう、また、発生した場合でも迅速に対応できるよう、関係機関等と連携し、支援体制を強化します。
- ・人権にかかわりの深い業務に従事する人に対する研修を充実します。

☞ 市民等との協働

- ・人権施策を推進するにあたり、人権擁護委員のほか、市民や関係団体、企業等と協働し、総合的かつ包括的に人権問題の解決に取り組みます。
- ・市民等と共に「めざす所」（目標）をめざし、市民等と成果（指標の進捗度）を共有することにより、人権施策をより効果的に推進します。

の取り組み

➤ 障がいのある人の人権 ➤ 同和問題

- ・障がいの特性や必要な配慮などの周知に努めるなど、理解啓発に取り組みます。
- ・権利擁護のため、成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。
- ・障がいのある人に対する虐待の防止に努めます。

※関連計画
「美濃市障がい者計画」

- ・同和問題について正しく理解するための教育を実践します。
- ・美濃会館での研修会や住民同士の交流事業など、広く同和問題についての正しい知識や理解を深める啓発活動に取り組みます。

➤ 外国人の人権

- ・文化や生活習慣、価値観の違いを互いに理解し、広く受け入れられる地域づくりに取り組みます。
- ・在住外国人が安心して生活を送ることができるよう、情報の提供とその多言語化に取り組みます。

➤ 犯罪被害者等の人権

- ・関係機関等と連携し、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深める啓発活動に取り組みます。
- ・犯罪被害者等の相談・支援体制の整備等に取り組みます。

※関連例規
「美濃市犯罪被害者等支援条例」

➤ 刑を終えて出所した人 の人権

- ・犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」を推進するなど啓発活動に継続して取り組みます。

※関連計画
「美濃市地域福祉計画」

➤ 感染症患者等の人権

- ・偏見や差別をなくすため、正しい知識や理解を深める教育や啓発活動に継続して取り組みます。
- ・関係機関等と連携し、感染症の不安や悩みなどに対応するため、相談体制の充実に努めます。

「人権」とは

「人権」とは、人としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そうした「人としての尊厳に基づく固有の権利」「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である人権は、すべての人に保障されなくてはなりません。

しかし、自分の人権を主張するだけでは、他人の人権を侵害する場合もあり、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する社会をつくっていかねばなりません。

互いの権利を認め合う社会をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合う「共生のまち」が実現されます。

「人権」に対する市民の関心と意識

- **人権問題に関する授業や講座等の受講経験がある人は5割程度**
「受けたことはない」は35.0%で、受けたことがあったとしても経験があるとは言い難い「受けたかどうか覚えていない」の13.1%とあわせると、48.1%になります。
 - **人権問題について考える機会が増えたと思っている人は6割強**
「そう思う」(28.7%)と「どちらかと言えばそう思う」(34.3%)を合わせた《考える機会が増えたと思う》は63.0%でした。
 - **市民一人ひとりの人権意識がこの5年前で高くなったと思っている人は4割弱**
「かなり高くなってきた」(6.1%)と「少し高くなってきた」(30.5%)を合わせた《高くなってきた》は36.6%と、5年前と比較すると、《高くなってきた》が10ポイント程度上昇しました。
 - **人権侵害に対する相談や救済のために最も必要なことは「適切な相談機関・窓口の周知」**
「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を周知する」が44.0%と、5年前と同様に、最も高く、人権に関する相談機関・窓口の周知が求められています。
- ※上記は、「人権に関する市民意識調査」(2021(令和3)年11月実施、調査数1,000人、有効回答率44.3%)の結果の概要です。「めざす所」(目標)までの進捗は、この調査により把握します。

「人権」全般に関する相談窓口

みんなの人権110番	TEL:0570-003-110(岐阜地方法務局に転送)	平日8:30~17:15
インターネット人権相談	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	(24時間受付)
岐阜県人権相談	岐阜県人権啓発センター(岐阜県庁7階) TEL:058-272-8252 FAX:058-278-2615	平日9:00~17:00
美濃市人権相談	美濃会館(新町2057番地)※人権擁護委員が対応 TEL:0575-35-0526	第1水曜日 13:00~15:00

《お問い合わせ先》 美濃市民生部福祉子ども課
TEL:0575-33-1122(代表) / FAX:0575-35-1997
Email: fukushikodomo_540@city.mino.lg.jp